

日本学生オリエンテーリング連盟の地図の作成および運用に関する規則（別則）

第1章 総則

第1条 前文

1. 本規約の理念とするところを拡張し、日本学連に「地図」という資産が著作権として残らない場合でも、本規約を適用できるように別則を定める。

第2条 適用

1. 本規約第1条2項の目的を満たすと判断される場合、幹事会の合意をもって本別則は適用される。本別則で規定されない事項に関しては、本規約で定めるところに従うものとする。

第3条 事業内容

1. 本別則を適用できる事業内容は、本規約が規定するところの地図作成に関わる部分の一部、概ね以下の内容となる。
 - (1) 地図作成の方法の伝授（地図作成費用の一部）
 - (2) 新規地図作成に至る、現地渉外含む一連の背景環境の構築の方法の指導
2. 詳細は附則（ガイドライン）で定め、適宜情勢に応じて幹事会で見直すものとする。

第4条 事業の提案

1. 本別則の適用を提案することができるのは、日本学連構成員（加盟校）及び下部組織（地区学連・委員会等）とする。地図作成者からの提案は本別則の適用範囲外とする。提案者は本規約第5条2項、3項に従い、3項に関する事業遂行者を選定する。

第5条 提案書の提出書式

1. 提案書の書式は、本規則で定めるものをそのまま使用するものとする。

第6条 提案者の選定

1. 本提案が採用されるのは年度内1団体に限るものとする。複数の応募があった場合は年度最終幹事会にて選定会議（コンペ）を行う。

第7条 著作権の扱い

1. 提案者および提案者が所属する上部団体、該当トレインの都道府県協会が使用する場合は、日本学連は著作権の行使を実行しない。それ以外の団体が当該トレインを利用する場合は、附則で定める応分の負担を日本学連は求めることができるものとする。

第8条 報告

1. 本別則を適用して事業を行ったものは、その詳細な報告を日本学連あてに行う。報告内容は日本学連の資産として蓄積し、webに公開される。その内容書式は附則で定める。

第2章 附則（ガイドライン）

第9条 見積

1. 本別則を適用して事業を行う場合、当面60万円を上限とする。必要に応じて見直す。提案者は幹事会あてに事業者へ委託する内容の見積書を提出して、事業予算の承認を得る。

(積算例) 調査：10日
 試走・修正：4日
 企画・渉外・運営指導：6日 計20日：単価3万円

第10条 事業計画の変更

1. 本規約の第8条で述べるところの地図作成者を提案者に読み替えるものとする。

第11条 諸費用の扱い

1. 本別則を適用して事業を行う場合の日本学連の負担は技術料指導料に関する部分のみとし、交通費・宿泊費などの諸費用は提案者の負担とする。

第12条 著作権の扱い

1. 別則第7条にて定める別団体の著作権応分負担額については、当面の間地図1枚につき100円を日本学連に納めるものとする。

第13条 見直し

1. 本附則は、当面の間運用ごとに見直しの議論を行うものとする。

2020年 5月 9日 制定